

議案第11号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が施行されること及び旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）が施行されたことに伴い、関係する規定等を整備するとともに、字句等の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和46年富津市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和46年富津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第20条の4第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第20条の5第2項中「別表第2」を「別表第4」に改める。

第21条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び同条第4号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める。

第21条の3第1項第1号及び同条第3項第1号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める。

第22条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

別表第2を次のように改める。

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務

3級	主任の職務
4級	副主査の職務
5級	係長の職務
6級	課長補佐の職務
7級	次長又は課長の職務
8級	部長又は参与の職務

別表第4中「第20条の4」の次に「、第20条の5」を加え、「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「（法第16条第1号に該当するに至って失職した場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。